

重要事項説明書

社会福祉法人郡山福祉会
軽費老人ホーム采女の里やすらぎ

社会福祉法人 郡山福祉会
軽費老人ホーム采女の里やすらぎ

【重要事項説明書】

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 郡山福祉会
(2) 法人所在地 福島県郡山市片平町字妙見館 1番地 2
(3) 電話番号 024-961-2399
(4) 代表者氏名 理事長 矢部 真裕美
(5) 設立年月日 平成 元年 5月 30日

2. 施設概要

事業所の種類	軽費老人ホーム A型
事 業 所 名	軽費老人ホーム 采女の里やすらぎ
所 在 地	郡山市片平町字妙見館 1-2
電 話 番 号	024-961-2399
施 設 長 氏 名	矢部 伸一
開 設 年 月 日	平成 2年 4月 1日
入 所 定 員	60名
運 営 方 針	入居者様の人格と人権を尊重し、自己決定の原則を重んじ、職員一同入居者様とともに、明るく清潔で家庭的な環境づくりに努め、笑顔で誠心誠意の支援を行い入居者の処遇にあたります。

3. 居室の概要

(1) 居室等の種類

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は個室です。夫婦部屋に単身で入居されている場合、夫婦の利用希望があった際には、居室の移動をお願いする事があります。

居室・設備の種類	部屋数	備考
居室	60室	単身者用54室、夫婦用6室
食堂	1室	
静養室	1室	
浴室	2室	男女別
医務室	1室	
図書室兼相談室	1室	
談話所	6カ所	各階 2カ所
洗濯場	3カ所	3カ所（各洗濯機2台乾燥機1台）

(2) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等を勘査して施設がその可否を判断します。また、ご契約者の心身の状況により、ご契約者、ご家族と協議の上、居室を変更する場合があります。その際、現状復旧の費用が発生することがあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して日常生活支援サービスを提供する職員として、厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に則って、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職種	職員数	摘要
施設長	1名	社会福祉施設長資格・防火管理者
事務員	1名	
生活相談員	1名	介護福祉士・社会福祉主事
介護職	4名	介護福祉士
施設設備	1名	介護福祉士（介護兼務）社会福祉主事
看護師	1名	正看護師
栄養士	1名	栄養士
警備（宿直）	1名	警備員

職員は基本的に下記の時間帯で

日勤（平日）8：30～17：30

※土日祝祭日は休日体制で最低人数3人となります。

宿直 17：30～翌8：30 警備職員が1名勤務します。

5. 当施設が提供するサービス

(1) 相談・助言等

- ① 当施設は、ご契約者の入所時には、ご契約者の従来の生活の状況、家庭の状況、心身の健康状態等について把握し、入所後は、ご契約者の各種の生活相談に応ずると共に適切な助言に努めます。
- ② 当施設は、常に、市町村及び在宅福祉サービス事業所等と十分な連携を図り、必要に応じて、その有効な利用について照会、手続き等の援助に努めます。

(2) 食事

- ① 当施設では、栄養士による献立により、食事を1日3回提供します。
- ② 食事内容は、栄養並びにご契約者の健康状態及び嗜好等を考慮した選択メニューや季節感あふれる食事等の提供に努めます。
- ③ (食事時間) 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:30
食堂で自己配膳にて食べて頂きますが、座席は指定させて頂きます。ただし、ご本人、他の利用者の身体状態の変化等により座席を移動していただくことがあります。
- ④ 食事の取り置き時間は30分です。(昼食のみ1時間)

(3) 入浴

- ① 当施設では、月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日の週5日、入浴の機会を提供します。
- ② 入浴時間 (一般浴) 15:00~18:45
(特別浴) 14:00~15:00 (介護サービス等入浴介助)
※ 特別浴は、歩行不安定の方やヘルパーの入浴介助が必要な場合です。
- ③ 入浴順序は自由です。飲酒または食後間もない入浴はご遠慮下さい。

(4) 日常生活支援

ご契約者の心身の状況やご希望を勘案した日常生活支援を行います。

(5) ご家族との交流の支援

- ① ご家族には、毎日6時~20時の間、いつでも当施設にてご契約者と面談していただけます。
- ② ご来訪者は当施設の承諾を得て、当施設内に宿泊することができます。

(6) 趣味活動等の協力

ご契約者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合は、必要に応じて協力します。

(7) 緊急時の対応

- ① ご契約者の急病若しくは災害時等の緊急避難を要する事態に対応できるよう、併設施設を含めた職員体制の整備と関係機関との連携に努めます。
- ② 当施設内に設置してある非常通報装置や全館一斉放送の活用により、緊急時の連絡が速やかに行われるよう努めます。

(8) 夜間の管理体制

- ① 宿直員による見回りを行います。
- ② 電話の取り次ぎをします。

(9) 健康管理

- ① 当施設では、ご契約者に年2回、健康診断を受ける機会を提供し、その記録の保存、健康の保持、疾病の予防に努めます。（協力病院にて実施します）
- ② 看護員による健康チェックを定期的に行います。
- ③ 看護職員が協力病院の嘱託医師と連携して行います。
協力病院今泉西病院郡山市朝日2-18-8 (TEL934-1515)
診療科目（内科・外科・整形外科・リハビリ科・眼科）
※ 毎週火曜日受診送迎あり
- ④ 嘱託医診察（今泉西病院内科医師）第1・3水曜日午後
※ 処方薬は後日届きます。
- ⑤ 各居室の居間とトイレにナースコールを設置しております。体調不良時および緊急時に押してください。

(10) 在宅サービスの利用

- ① ご契約者が日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、併設する（連携する）ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業等の在宅サービスを利用できるよう迅速な対応に努めます。
- ② 疾病等により要介護状態になった場合は、（併設する）特別養護老人ホーム等への入所及び医療機関並びにご家族との調整等の所要の対応を図ります。

(11) 余暇活動

レクリエーション施設の年間計画で行います。

【クラブ】

クラブ名	講師名	クラブ名	講師名
輪投げ	職員	料理	職員
詩吟	外部講師	レクリエーション	職員
創作	職員	カラオケ	職員
ゲートボール	職員		
民謡	外部講師		

※ 都合により変更する場合があります。

【行事】

4月	花見、春の旅行、入居者懇談会、買物日、誕生会	10月	秋祭り、秋の旅行、買物日 幼稚園児交流会、誕生会
5月	春の健康ウォーキング 買物日、誕生会	11月	映画上映会、入居者懇談会 買物日、誕生会
6月	映画上映会、買物日 茶話会、誕生会	12月	忘年会、餅つき、買物日 誕生会
7月	音楽交流会、買物日 施設内輪投げ大会、誕生会	1月	新年会文化祭・初釜買物日 誕生会
8月	納涼会、買物日、誕生会	2月	茶話会、買物日、誕生会 映画上映会
9月	敬老会、健康教室、買物日 秋の健康ウォーキング 誕生会、福島県輪投げ大会	3月	映画上映会、買物日、誕生会

※ 都合により変更する場合があります。

6. サービス提供に当たって当施設が負う義務

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次の事を守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行います。
- (3) ご契約者へのサービス提供時に、ご契約者の病状の急変等が生じた場合には、速やかに医療機関へ連絡を行う等必要な処置を講じます。

7. 利用料金について

- (1) 利用者の前年の収入状況に郡山市の基準に従って利用料金（生活費、事務費の合算）及び暖房費を納入していただきます。なお、年度の途中で利用料改正により変更する場合もありますのでご了承ください。電気、電話料金は使用量に応じてお支払いいただきます。
- (2) 利用料は、年度毎に行政による見直しが行われるため、ご契約者の前年度の収入が証明出来る書類（源泉徴収票、年金改定通知等）及びその金額が記載されている通帳等のコピーを提出していただきます。
- (3) 当施設が提供するサービスの内、一部の行事（旅行等）、クラブ活動の参加費用等に着いては、一部ご契約者負担となる場合があります。
- (4) 入院期間が8日間以上に亘るときは、食費を計算により返金します。ただし、月ごとに8日を越えた入院日数分を精算します。
- (5) 利用料は、毎年4月1日を基準日とし、年度の途中で郡山市より利用料の変更がなされた場合は、当該年度の4月1日に遡って徴収することがあります。
- (6) 事務費については減免申請に基づき決定を行いますので、必要経費を証する資料を提出して下さい。

(7) 利用料金は毎月5日に指定銀行の口座より引き落としいたします。
指定銀行東邦銀行に口座を開設していただきます。

8、当施設利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたっては、他の入居者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- ① 「運営規程」の熟知をお願いいたします。
- ② 面会は自由ですが事務所に一声と面会簿への記入をお願いいたします。
- ③ 外出時は身分証明書を携帯し事務所に名札を置き、ひと声おかけ下さい。
- ④ 外泊時は前もって外泊届けを提出してください。
- ⑤ 施設内火気厳禁です。喫煙はご遠慮願います。又、直火で熱を発する電気器具は禁止となっております。
- ⑥ 居室の保全・衛生・防火・その他管理上必要がある場合には、利用者の承諾を得て立ち入る場合がございます。また緊急の場合には、承諾なしで立ち入らせていただきます。
- ⑦ 当施設の職員や他の入居者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

9. 連帯保証人の留意事項

- ① 「運営規程」の熟知をお願い致します。
- ② 入所中に緊急事態や問題行動等あった場合には来所をお願いする場合があります。また、対応をお願いする場合があります。連帯保証人としての責任ある対応をお願いします。
- ③ 入院時の手続きやお世話（洗濯等）をお願いいたします。

10. 個人情報保護について

- (1) 当施設では、平成15年法57「個人情報の保護に関する法律」及び当法人が別に定める「個人情報保護に関する基本規則」に基づき、ご契約者及びそのご家族に関する個人情報を適切に取扱います。
- (2) 下記の場合には、必要最小限度の範囲で、ご契約者及びそのご家族に関する個人情報を活用し、また、状況に応じて第三者に情報提供する場合があります。個人情報を活用または第三者に提供する場合には、緊急の医療上の必要性がある場合を除き、「個人情報保護に関する基本規則」に定める書式によって、ご契約者及びそのご家族の同意をいただきます。
 - ① ご契約者に対する介護福祉サービスの提供を行うために必要な場合。
 - ② ご契約者のために行う管理運営業務（入退所管理、会計、事故報告、介護、医療サービス等）を行うために必要な場合。
 - ③ 介護保険等に関する事務を行うにあたって、審査機関、保険者及び市町村に対して必要な個人情報を提供する場合。
 - ④ ご契約者が医療機関を利用するにあたり、医師等に介護記録やケアプランを提供する場合。

- ⑤ 他の介護事業者及び医療機関との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整のために必要な介護記録やケアプランを提供する場合。
- ⑥ 損害賠償保険等の請求のために保険会社等に相談する場合、または必要機関に届出る場合
- ⑦ 外部監査機関及び情報の公開機関から求められた場合。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 職名 生活相談員 担当者名 先崎 美穂

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

(2) 当施設における苦情の受付体制

ア 苦情解決責任者	施 設 長	矢部 伸一
イ 苦情受付担当者	生活相談員	先崎 美穂
ウ 苦情受付第三者委員	法人監事	大堀 甲一
エ 苦情受付第三者委員	片平地区民生児童委員	鈴木 茂宏

12. 契約の終了について

(1) 当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続して当施設をご利用いただけますが、仮に下記の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① ご契約者の心身の状況から、当施設での生活が困難となった場合。
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者の当施設での生活が不可能となつた場合。
- ③ ご契約者が退所を申し出、又は契約を解除する場合。
- ④ 当施設が契約を解除する場合。
 - ア 入居の用件に関して、不正又は虚偽の届出をして入居した場合。
 - イ ご契約者が「運営規程」第11条各号に該当する場合。
 - ウ ご契約者が「運営規程」第18条各号に違反し、施設長の指示、指導に従わない場合。
 - エ 利用者の体調の変化等に伴い、自立した生活ができるないと施設側が判断した場合。また、要介護状態となり自立した生活が困難となった場合。
 - オ 再三の注意にもかかわらず管理規定を遵守しない場合。
- ※ 上記の状態になった場合は連帯保証人と相談していくことになります。
- ※ 退所の場合居室のリフォーム費用を負担していただきます。

(2) 契約期間中であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに退所願をご提出下さい。

13. 居室の明渡しについて

- (1) ご契約者の所有物は、全て引き取っていただきます。
- (2) 所有物の引き取り完了日を明渡しの日とします。

14. その他

この重要事項説明書は、契約書等の内容から重要な部分を抜粋したもので、詳細については、契約書をご熟読下さい。

附則

- 1 この重要事項説明書は、平成17年11月1日より一部改定の上施行する。
- 2 この重要事項説明書は、平成27年4月1日より一部改定の上施行する。
- 3 この重要事項説明書は、令和1年6月1日より一部改定の上施行する。
- 4 この重要事項説明書は、令和2年4月1日より一部改定の上施行する。
- 5 この重要事項説明書は、令和2年7月1日より一部改定の上施行する。
- 6 この重要事項説明書は、令和2年10月1日より一部改定の上施行する。
- 7 この重要事項説明書は、令和3年10月1日より一部改定の上施行する。
- 8 この重要事項説明書は、令和4年10月1日より一部改定の上施行する。
- 9 この重要事項説明書は、令和7年3月1日より一部改定の上施行する。

令和　年　月　日

軽費老人ホーム采女の里やすらぎ受け入れに際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

福島県郡山市片平町字妙見館 1 番地 2

社会福祉法人郡山福祉会

軽費老人ホーム采女の里やすらぎ

説明者職名　　生活相談員

氏　　名

印

私は、本書面に基づき事業者から入居利用の際の重要事項の説明を受け、軽費老人ホーム采女の里やすらぎ入所に同意いたしました。

利用者住所　　〒

氏　　名

印

連帯保証人住所　〒

氏　　名

印

連帯保証人住所　〒

氏　　名

印